



JASDAQ
Listed Company 3362

平成 20 年 2 月 22 日

各 位

会社名 チムニー株式会社
代表者名 代表取締役社長 和泉 学
(JASDAQコード: 3362)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 山口 実
電話番号 03-3626-2341

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 3 月 27 日開催予定の第 24 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。(変更案第 22 条)
- (2) 機動的な資本政策および配当政策を遂行するため、取締役会決議による剰余金の処分を可能とする規程を新設するものであります(変更案第 44 条)
- (3) 中間配当につきましては変更案第 44 条により、変更前と同様に取締役会決議により剰余金処分が可能であります。従いまして旧 45 条を削除いたします。

2 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 3 月 27 日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 20 年 3 月 27 日(木曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (任 期) 第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当基準日) 第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>(中間配当) 第45条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として配当を行うことができる。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (任 期) 第22条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当基準日) 第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>(削 除)</p>